2　前項の規定の適用がある場合において、その者の有する他の雑損失金額又は第九条第六項に規定する他の純損失金額の生じた年がその者の有する特定雑損失金額（法第五条第一項に規定する特定雑損失金額をいう。以下この条において同じ。）の生じた年又はその翌年であるときは、当該他の雑損失金額又は当該他の純損失金額は当該特定雑損失金額よりも古い年に生じたものとして、所得税法施行令第二百四条の規定を適用する。

3　法第五条第一項の規定の適用がある場合における租税特別措置法施行令第二十六条の七及び第二十六条の七の二の規定の適用については、同令第二十六条の七第二項中「若しくは第七十一条第一項」とあるのは「若しくは第七十一条第一項（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号）第五条第一項の規定により適用される場合を含む。以下この条において同じ。）」と、「同法第六十九条」とあるのは「所得税法第六十九条」と、「前年以前三年内」とあるのは「前年以前五年内」と、同令第二十六条の七の二第二項中「若しくは第七十一条第一項」とあるのは「若しくは第七十一条第一項（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第五条第一項の規定により適用される場合を含む。以下この条において同じ。）」と、「同法第六十九条」とあるのは「所得税法第六十九条」と、「前年以前三年内」とあるのは「前年以前五年内」とする。

4　前項の規定の適用がある場合において、その者の有する租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第四十一条の五第四項又は第四十一条の五の二第四項に規定する通算後譲渡損失の金額の生じた年がその者の有する特定雑損失金額の生じた年又はその翌年であるときは、当該通算後譲渡損失の金額は当該特定雑損失金額よりも古い年に生じたものとして、租税特別措置法施行令第二十六条の七及び第二十六条の七の二の規定を適用する。

5　法第五条第一項の規定の適用がある場合における災害減免法第三条の規定の適用については、同条第五項中「三年以内」とあるのは「五年以内」と、「第七十一条第一項の」とあるのは「第七十一条第一項（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号）第五条第一項の規定により適用される場合を含む。以下この項において同じ。）の」と、「つき、同法」とあるのは「つき、所得税法」とする。

6　前項の規定の適用がある場合における災害減免令の規定の適用については、災害減免令第九条第二項中「三年以内」とあるのは「五年以内」と、「第七十一条第一項」とあるのは「第七十一条第一項（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号）第五条第一項の規定により適用される場合を含む。）」とする。

（棚卸資産の損失に含まれるやむを得ない支出の範囲等）

第五条　法第六条第一項に規定するやむを得ない支出で政令で定めるものは、所得税法施行令第二百三条各号に掲げる費用の支出のうち法第六条第五項に規定する確定申告書、修正申告書又は更正請求書の提出の日の前日までにしたものとする。

2　居住者が平成二十二年分の所得税について法第六条第一項の規定の適用を受ける場合において、同項の規定によりその者の同年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入する同項に規定する棚卸資産震災損失額のうちに保険金、損害賠償金、見舞金その他これらに類するものにより補塡される部分の金額があるときは、当該補塡される部分の金額は、その者の同年分の事業所得の金額の計算上、総収入金額に算入するものとする。

3　法第六条第一項の規定の適用を受けた居住者の同項の規定により平成二十二年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入された同項に規定する棚卸資産震災損失額が平成二十四年以後の各年において生じたものである場合における同項の規定の適用については、同項中「平成二十三年分」とあるのは「当該棚卸資産震災損失額が生じた年分」と、「同年に」とあるのは「当該棚卸資産震災損失額が生じた年に」とする。

（固定資産に準ずる資産の範囲等）

第六条　法第六条第二項に規定する政令で定める資産は、不動産所得、事業所得又は山林所得を生ずべき事業に係る繰延資産（所得税法第二条第一項第二十号に規定する繰延資産をいう。第九条第一項第二号において同じ。）のうち、まだ必要経費に算入されていない部分とする。

2　法第六条第二項に規定するやむを得ない支出で政令で定めるものは、所得税法施行令第二百三条各号に掲げる費用の支出のうち法第六条第五項に規定する確定申告書、修正申告書又は更正請求書の提出の日の前日までにしたものとする。

3　所得税法施行令第百四十二条及び第百四十三条の規定は、法第六条第二項から第四項までに規定する資産について生じたこれらの規定に規定する固定資産震災損失額、山林震災損失額及び業務用資産震災損失額を計算する場合について準用する。この場合において、同令第百四十二条第三号中「当該損失の生じた日の属する年分」とあるのは、「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第六条第二項又は第四項（被災事業用資産の損失の必要経費算入に関する特例等）に規定する固定資産震災損失額又は業務用資産震災損失額が生じた日の属する年の前年分」と読み替えるものとする。

4　法第六条第二項の規定の適用を受けた居住者の同項の規定により適用される所得税法第五十一条第一項の規定により必要経費に算入された法第六条第二項に規定する固定資産震災損失額が平成二十四年以後の各年において生じたものである場合における同項の規定の適用については、同項中「平成二十三年分」とあるのは「当該固定資産震災損失額が生じた年分」と、「同年」とあるのは「当該山林等の損失に含まれるやむを得ない支出の範囲等）

第七条　法第六条第三項及び第四項に規定するやむを得ない支出で政令で定めるものは、所得税法施行令第二百三条各号に掲げる費用の支出のうち法第六条第五項に規定する確定申告書、修正申告書又は更正請求書の提出の日の前日までにしたものとする。

2　法第六条第三項の規定の適用を受けた居住者の同項の規定により適用される所得税法第五十一条第三項の規定により必要経費に算入された法第六条第三項に規定する山林震災損失額が平成二十四年以後の各年において生じたものである場合における同項の規定の適用については、同項中「平成二十三年分」とあるのは「当該山林震災損失額が生じた年分」と、「同年」とあるのは「当該山林震災損失額が生じた年」とする。

3　法第六条第四項の規定の適用を受けた居住者の同項の規定により適用される所得税法第五十一条第四項の規定により必要経費に算入された金額に係る法第六条第四項に規定する業務用資産震災損失額が平成二十四年以後の各年において生じたものである場合における同項の規定の適用については、同項中「平成二十三年分」とあるのは「当該業務用資産震災損失額が生じた年分」と、「同年」とあるのは「当該業務用資産震災損失額が生じた年」とする。

（純損失の繰戻しによる還付の請求の特例）

第八条　法第六条第一項から第三項までの規定の適用を受ける居住者の平成二十二年において生じた純損失の金額（所得税法第二条第一項第二十五号に規定する純損失の金額をいう。以下この条及び次条において同じ。）については、所得税法第百四十条第一項中「には、当該申告書」とあるのは、「（第百四十二条第二項（純損失の繰戻しによる還付）の規定により還付を受けるべき金額の計算の基礎となつたものが含まれている場合を除く。）には、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号）第六条第五項（被災事業用資産の損失の必要経費算入に関する特例等）に規定する確定申告書、修正申告書又は更正請求書」として、同条及び同法第百四十二条の規定を適用する。

2　その年において生じた純損失の金額のうちに、法第七条第四項第三号に規定する被災純損失金額と当該被災純損失金額以外の純損失の金額（同条第一項に規定する平成二十三年純損失金額及び同条第二項に規定する平成二十三年特定純損失金額に該当するものを除く。）とがある場合における所得税法第百四十二条第二項の規定により還付を受けるべき金額の計算の基礎となる純損失の金額は、当該被災純損失金額以外の純損失の金額から順次成るものとする。